



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1074	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
1075	〃	(〃).....	2
1076	〃	(〃).....	2
1077	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
1078	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(森林整備課).....	3
1079	保安林の指定予定の通知	(〃).....	3
1080	〃	(〃).....	4
1081	〃	(〃).....	4
1082	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	5
1083	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
1084	〃	(〃).....	6
1085	〃	(〃).....	6
1086	〃	(〃).....	6
1087	〃	(〃).....	7
1088	〃	(〃).....	7

○ 人事委員会告示

11	平成30年度和歌山県職員採用I種試験(技術職追加募集)の実施	7
----	--------------------------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

64	政治団体の届出事項の異動の届出	10
65	政治団体の解散の届出	10
66	政治団体の設立の届出	10
67	和歌山県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等	11

○ 警察本部告示

17	一般競争入札による落札者の決定	11
----	-----------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1074号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
あきさきクリニック	和歌山市新中島125-1	明寄太一	平成 30.10.1

和歌山県告示第1075号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
キウイ調剤薬局	和歌山市直川375番1	晒壽哉	平成 30.10.1

和歌山県告示第1076号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
森下薬局	橋本市東家四丁目18-15	森下恭子	平成 30.10.1

和歌山県告示第1077号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス高野口店
和歌山県橋本市高野口町小田字小北289番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第609号

3 意見の概要

- (1) 環境基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組むとともに、騒音・振動等による公害発生に留意し、周辺的生活環境に影響を与えないよう努めてください。
- (2) 交通安全に努め、一般通行車の妨げにならないよう誘導員を配置するなどの対応に努めてください。特に通学路となっているため、登下校時には十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成30年10月5日から同年11月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1078号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

美浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、日高振興局農林水産振興部林務課、美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成30年10月25日から平成31年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成30年8月21日から同年10月5日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1079号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海南市東畑字沖ノ琴960(次の図に示す部分に限る。)、字長畑1014の1から1014の3まで、1015の1、1015の3、字長道1034の1、1035、1036の1、1037の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1080号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町渡瀬字大平立道下モ314の1、字大平立道上ミ317、322
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平立道下モ314の1(次の図に示す部分に限る。)、字大平立道上ミ317・322(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1081号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町下湯川字道光680の1、681、682
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1082号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1083号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成29年1月29日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区

5 認証年月日

平成30年9月21日

和歌山県告示第1084号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成30年2月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年9月21日

和歌山県告示第1085号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成30年2月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年9月21日

和歌山県告示第1086号

和歌山県日高郡みなべ町谷口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月2日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町谷口の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町谷口の一部地区

5 認証年月日

平成30年9月21日

和歌山県告示第1087号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月1日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区

5 認証年月日

平成30年9月21日

和歌山県告示第1088号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区

5 認証年月日

平成30年9月21日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

平成30年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

平成30年10月5日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

平成30年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
総合土木職	5人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

- (1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人
- ア 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
 - イ 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月末日までに卒業見込みの人
 - ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
- ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	（教養試験、専門試験） 平成30年12月2日（日）	和歌山市 田辺市	平成30年12月下旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	（個別面接①、論文試験、適性検査）平成31年1月下旬の指定する1日 （個別面接②）平成31年2月上旬の指定する1日	和歌山市	平成31年2月中旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（択一式）40題を全問必須解答とする。	2時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（択一式）40題を全問必須解答とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接（2回）	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。
- (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野

総合土木職

数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業土木構造物等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

平成30年10月11日（木）午前10時から同年11月9日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申し込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申し込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成31年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、185,800円（平成30年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子等による受験

車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する場合は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、「和歌山県電子申請システム」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、電子申請システムの「申込内容照会」から、5（3）の申込完了通知メールに記載した整理番号とパスワードを入力して、申込詳細画面に進み、画面上にある試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党かつらぎ町支部	堀龍雄	会計責任者	雑賀増己	浦中隆男	平成 30.8.20

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
MELON和歌山社会活動委員会	伊藤彰広	代表者	伊藤彰広	清水輝彦	平成 30.8.16
		会計責任者	清水輝彦	石垣隆士	平成 30.8.16
世耕弘成かつらぎ町後援会	井本泰造	会計責任者	雑賀増己	浦中隆男	平成 30.8.20
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	井本泰造	会計責任者	雑賀増己	浦中隆男	平成 30.8.20
石田真敏かつらぎ町後援会	井本泰造	会計責任者	雑賀増己	浦中隆男	平成 30.8.20
税理士による岸本周平後援会	大西省悟	会計責任者	島紀郎	藤原光男	平成 30.9.8

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
三倉健嗣後援会	廣本正道	平成 30.7.31
和歌山再生塾	西村康宣	平成 30.8.22

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木とくひさ後援会	久保隆一	松本純一	田辺市文里二丁目32-1	平成 30.7.13

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、平成30年11月25日執行予定の和歌山県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり告示する。

平成30年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 基準となる日 平成30年11月7日。ただし、年齢については平成30年11月25日
- 2 登録を行う日 平成30年11月7日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第17号

捜査支援移動式カメラシステム購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年10月5日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
捜査支援移動式カメラシステム 80式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 落札金額
47,977,920円（うち消費税及び地方消費税の額3,553,920円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年6月22日